

国指定鳥獣保護区の保護に関する指針について

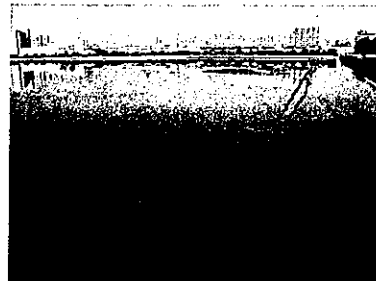
- 国指定谷津鳥獣保護区
- 国指定浜甲子園鳥獣保護区

国指定谷津鳥獣保護区の概要

- ・千葉県習志野市西部の東京湾奥部に位置し、東京湾に残された数少ない干潟から構成
- ・シギ・チドリ類やカモ類の渡りの中継地及び越冬地
- ・昭和63年に国指定鳥獣保護区に指定
- ・面積:41ha(うち特別保護地区:40ha)

国指定谷津鳥獣保護区の現状

- ・土砂供給の減少による干潟の減少、海水滞留による採餌場所の減少
- ・アオサ類の繁茂、その堆積・腐敗
- ・カキ礁、貝殻の堆積



国指定谷津鳥獣保護区谷津特別保護地区の保護に関する指針

1 保護管理方針

- (1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- (2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視や習志野市等の関係地方公共団体、関係機関、地元N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- (3) 近年、アオサが干潟のほぼ全面で発生し、干潟内の底生生物の減少による鳥類の採餌環境の悪化、アオサの腐敗に伴う悪臭による近隣住民への影響等が問題となっていることから、関係機関の連携により、アオサの除去活動やモニタリング調査等の対策を実施する。
- (4) 鳥類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

2 保全事業の目標

当該区域では、指定当時に比べ干潟への土砂の供給が減少するとともに、近年、アオサの広範囲での繁茂及び腐敗、干潮時における海水滞留による水没域の増加、貝殻の堆積等が見られ、餌となる底生生物の生息環境への影響や水鳥の採餌場所の面積が減少することによる水鳥の採餌環境の悪化が進んでいる。

本事業では、水鳥の採餌環境を保全することにより、谷津特別保護地区をシギ・チドリ類等の渡り鳥にとって良好な中継地及び越冬地として維持していくことを目標とする。

3 保全事業の対象区域

谷津特別保護地区の全域

4 保全事業の内容

シギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の採餌環境を保全するために、アオサの繁茂及び腐敗による底生生物の生息環境の悪化を抑制し、海水滞留並びにその原因とされるカキ礁及び貝殻の堆積による採餌面積減少への対策を行うとともに、関係機関及び関係団体が連携し、谷津特別保護地区の環境保全活動の促進又は意識を向上させるための普及啓発活動を行う。

この事業のうち環境省は、関係地方公共団体等と連携をとりながら谷津特別保護地区の環境保全に必要な調査を実施し、アオサ、海水滞留並びにカキ礁及び貝殻の堆積を解決するために必要な対策を行うものとする。

習志野市は、習志野市谷津干潟自然観察センターを拠点として市民と連携し当該区域のモニタリング及び環境保全活動を実施し、湿地の保全に関する普及啓発、環境教育等を推進する。

5 環境変化の概要

谷津干潟は流入河川がないことから土砂の供給がなく、東京湾に連結する2本の河川から土砂が流出することにより干潟が減少するとともに、砂質化が進みつつある。

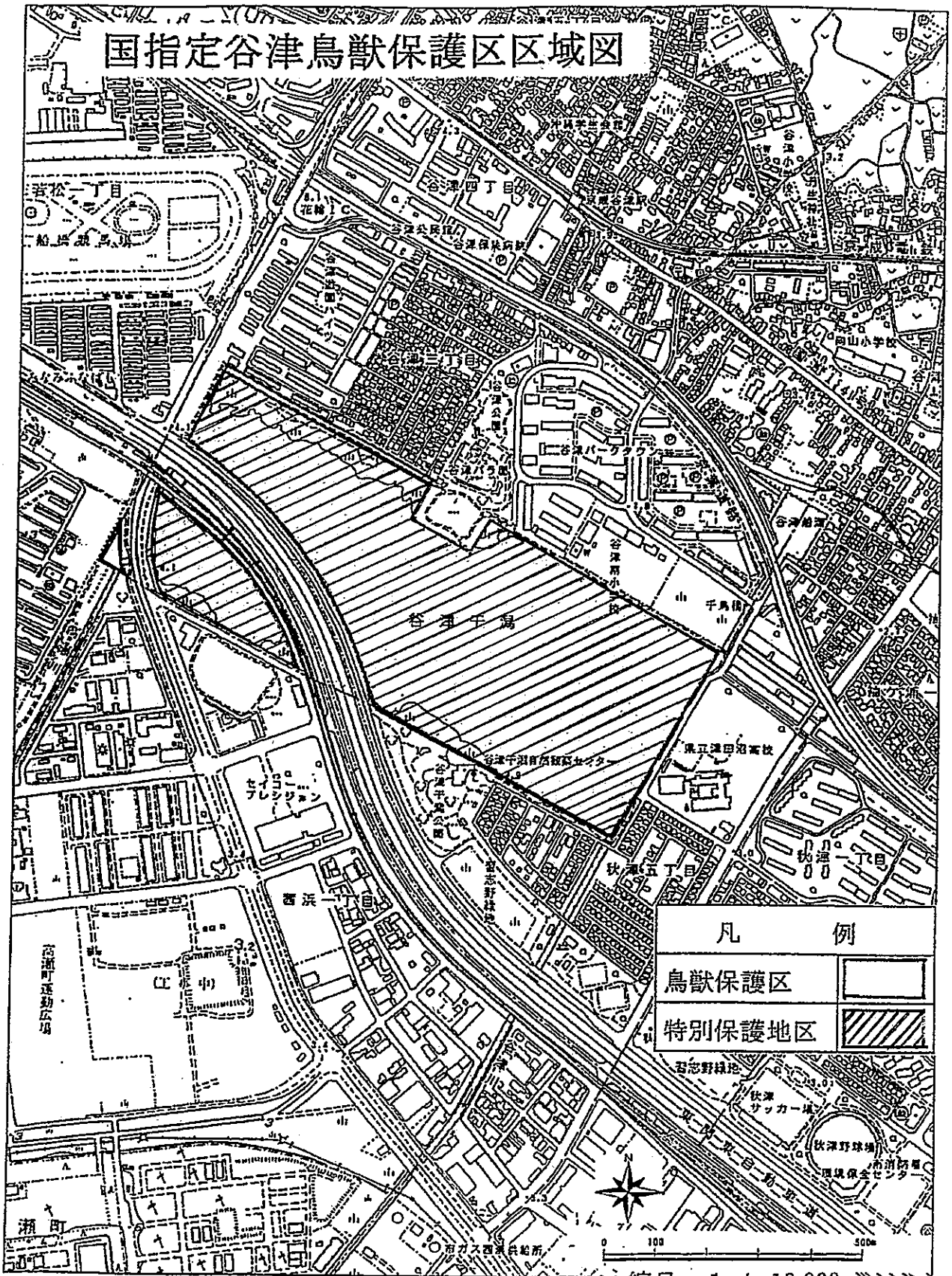
また、近年はアオサの繁茂が著しく、枯死したアオサの腐敗による水質汚濁及び干潟底質の酸素不足が、水鳥類の餌となる底生生物に与える悪影響が懸念されている。

さらに、干潟面の標高が指定当時と比べ低下していること、海水の流入出路における貝殻の堆積、三角干潟内での深い濤の消失が海水滞留の原因となり、干出面積が減少することによるシギ・チドリ類の採餌環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

6 鳥獣の生息状況の変化

当該区域における鳥類の1日当たりに観察された平均飛来数は、平成2年度は、約3千5百羽（うちシギ・チドリ類約2千2百羽）であったが、平成21年度には約9百羽（同約3百羽）と減少している。

国指定谷津鳥獣保護区区域図



凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

縮尺 1 / 10,000

出典) 習志野市都市計画図 (習志野市・平成13年3月)

国指定浜甲子園鳥獣保護区の概要

- ・兵庫県西宮市に位置し、大阪湾に注ぐ鳴尾川の河口西側に形成された干潟を中心とする区域
- ・シギ・チドリ類やガンカモ類の渡りの中継地及び越冬地
- ・昭和53年に国指定鳥獣保護区に指定
- ・面積:30ha(うち特別保護地区:12ha)

国指定浜甲子園鳥獣保護区の現状

- ・鳴尾川の河川改修により土砂供給が減少
- ・阪神淡路大震災の影響により地盤が沈下等により干潟が減少



国指定浜甲子園鳥獣保護区の保護に関する指針

1 保護管理方針

- (1) 鳥類のモニタリング調査を通じて、区域内における鳥類の生息状況の把握に努める
- (2) シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の生息環境の維持・改善を図るため環境整備を行う。
- (3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止することを始めとした適切な保全を図るため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地元NGO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

2 保全事業の目標

当該区域は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として重要な区域であるが、鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成7年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を主な採餌場所としているシギ・チドリ類の採餌場所が減少する等渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能が悪化している。

河川を通じた土砂の供給がないことから自然の営力による干潟の再生は困難と考えられ、人為的に干潟の再生を行わなければ、シギ・チドリ類の渡りの中継地としての機能の維持は困難な状況にある。

本事業では、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての生息環境を改善し、良好に維持していくことを目標とする。

3 保全事業の対象区域

浜甲子園鳥獣保護区の全域

4 保全事業の内容

シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての保護及び整備を図るために、干潟の再生を行い生息に適した環境を維持及び回復するとともに、関連する事業として浜甲子園鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発を行う。

なお、この事業は、渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能を維持及び回復する上で適切な環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして当該区域の干潟の劣化及び再生の取組が鳥類の生息にどのような影響を与えているかを併せて把握し、目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として適切な干潟の状態に改善するための必要な調査を実施するとともに、干潟再生のための対策を行う。

西宮市は、甲子園浜自然環境センターを拠点として、干潟の監視や利用の調整を図るとともに浜甲子園鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発等を実施する。

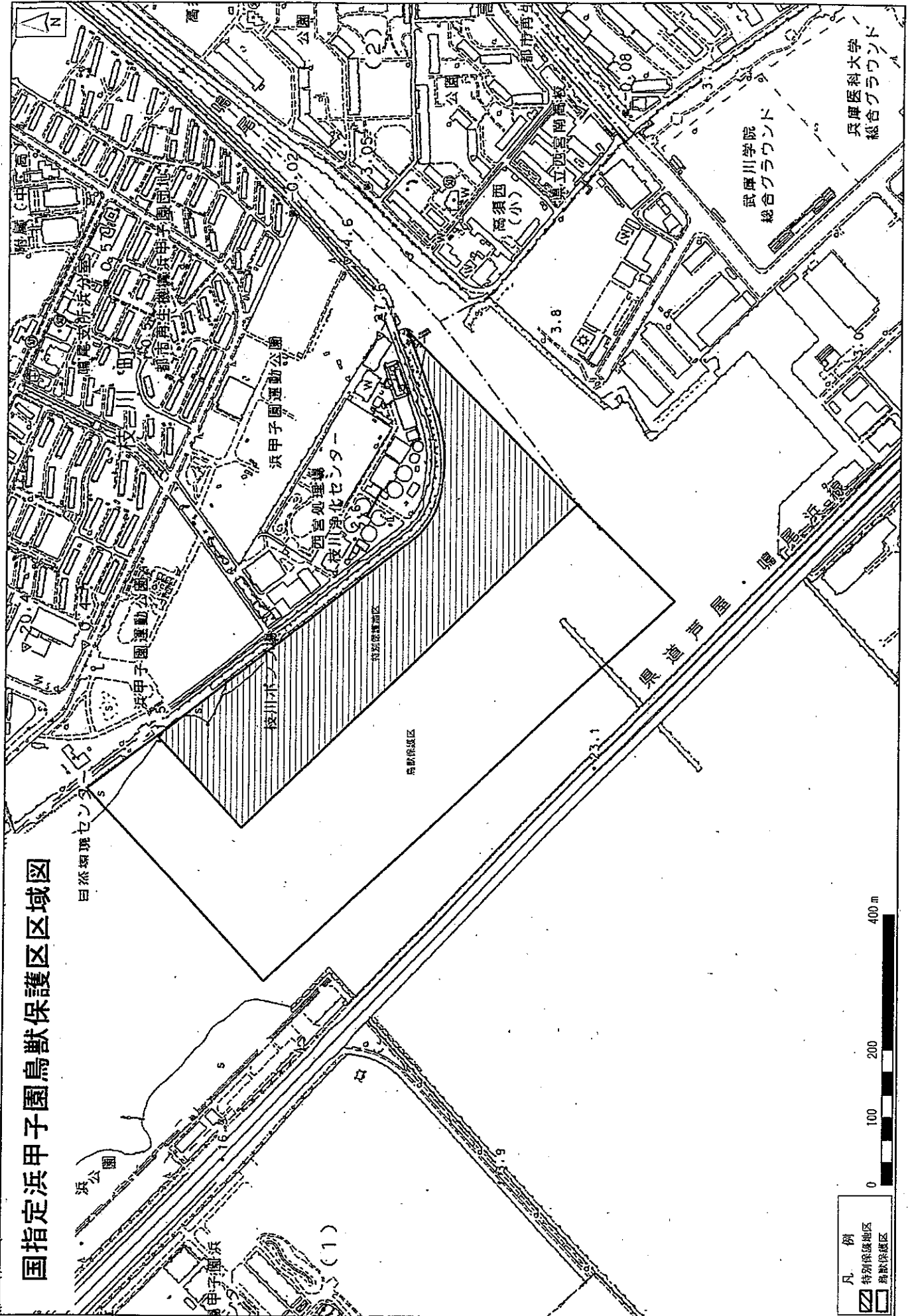
5 環境変化の概要

当該区域は、戦前の飛行場の一部であったが、その後台風の波浪により防潮堤が破損、陸地が陥没し、鳴尾川から供給される砂礫及び泥が堆積して形成されたものである。鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成7年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を採餌場所とする鳥類の採餌環境が悪化している。特に、シギ・チドリ類は、干潟及び干潟周辺のごく浅い海域を採餌場所として利用しており影響が大きい。

6 鳥獣の生息状況の変化

当該区域はシギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の重要な中継地及び越冬地となっている。これまでの調査によれば、採餌場所である干潟面積の減少が確認されており、シギ・チドリ類の渡りの中継地としての機能が低下している。特に毎年春に飛来するシギ・チドリ類の1日当たりに確認された個体数のうち、年間の最大値を10年間で平均した数は、阪神大震災前では965羽であったが、同震災以降は631羽と大きく減少している。

国指定浜甲子園鳥獣保護区区域図



凡例
 特別保護地区
 鳥獣保護区

400 m

200

100

0